

○議長（小林哲雄）

再開いたします。

午後 3 時 1 5 分

○議長（小林哲雄）

日程第 8 議案第 4 9 号 開成町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、開成町公共下水道事業の財政健全化を図るための公共下水道使用料の改定と、国税及び地方税の延滞金等の利率の見直しに鑑み、公共下水道使用料に係る延滞金割合の特例を定めるため、開成町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

細部説明を担当課長に求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（石塚和己）

それでは、議案を朗読させていただきます。

議案第 4 9 号 開成町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

平成 2 5 年 9 月 4 日提出、開成町長、府川裕一。

今回の提案でございますけれども、7 月 2 6 日、開成町下水道運営審議会会長より使用料の改定について答申されました。

内容は、前回答申されました附帯意見の一般会計からの繰入金のうち基準内繰入金の割合を当面 7 0 % 以上にすることを目標に 3 年ごとをめぐり、使用料の見直しを検討されたいという意見を尊重し、1 0 % の値上げと平成 2 3 年 3 月 1 1 日に発生しました東日本大震災に伴い、東京電力株式会社の福島第一原子力発電所の事故により、平成 2 4 年 4 月 1 日より高圧電力利用者のうち、5 0 キロワット以上の大口需要者に対して、平均 1 4 . 9 % の値上げが実施され、酒匂川流域下水道事業の処理場施設においても大きく影響されました。その結果、汚水を処理するため、開成町の維持管理負担金のうち、電力料金の値上げ分の占める割合が 2 . 5 8 % を占めることとなったため、電力量の値上げを含んだ平均 1 1 . 9 2 % の値上げでございます。

また、現在の下水道使用料は、内税になっておりますが、外税に変え、加えて地方税法の一部が改正され、地方税に係る延滞金、還付加算金の利率の引き下げが平成 2 6 年 1 月 1 日より施行されることになりましたので、延滞金の利率も改正することに

についてお諮りするものでございます。

それでは、1枚おめくりください。

開成町条例第 号 開成町公共下水道使川料条例の一部を改正する条例。

開成町公共下水道料条例（昭和63年開成町条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

こちらにつきましては、改正後と改正前の表をご覧いただきたいと思います。

第4条中、改正前、算定した額の次に改正後と、その額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条の税率及び当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た率を合計した率（以下「消費税率等」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額）との合計額を追加し、消費税率等を外税に変えるものでございます。

第6条、改正前、「基本排水量の2分の1」を、改正後、「10立方メートル」に改め、改正前、基本料金の2分の1の額の次に、改正後、「に消費税率等を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額）」追加するものでございます。

2ページをお開きください。第12条第2項、改正前、「期日に応じ」の次に、改正後、「当該使用料の額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）であるときは、当該使用料の額に」。

改正前、「徴収するものとする。」の次に、改正後、「ただし、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。」を追加し、延滞金の算出額を決定するものでございます。

附則になります。改正後、（施行期日）を追加し、改正前の施行日の前に、改正後、1を加え、第1項とし、新たに（延滞金の割合の特例）、第2項、当分の間、第12条第2項に規定する延滞金の年14.6%の割合及び年7.3%の割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合をいう。）。以下この項において同じ。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とする。を設けるものでございます。

次の改正前の表に掲げる別表を、改正後の表に掲げる別表に下線で示すように改正する。こちらにつきましては、改正後と改正前の表をご覧いただきたいと思います。

条例第4条関係の別表になりますが、上段の表に改正後、下段の表で、改正前の内

容を記載してございます。

別表の下線で示す部分が、改正しようとする内容となっております、基本料金、20立方メートルまでの部分が1,260円から1,344円に。20立方メートルを超え、40立方メートルまでの分、81円から86円に。40立方メートルを超え、60立方メートルまでの分、94円から101円に。60立方メートルを超え、100立方メートルまでの分、105円から113円に。100立方メートルを超え、200立方メートルまでの分、122円から131円に。200立方メートルを超え、1,000立方メートルまでの分、127円から136円に。1,000立方メートルを超え、2,000立方メートルまでの分、139円から147円に。2,000立方メートルを超え、1万立方メートルまでの分、143円から151円に。1万立方メートルを超える分、148円から156円に改めるものでございます。

附則をご覧くださいと思います。

附則、（施行期日）、第1項、この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第12条第2項の改正規定、次のページをお願いします。附則を附則第1項とし、附則に1項を加える改正規定及び第3項の規定は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）、第2項、改正後の第4条、第6条及び別表の規定にかかわらず、平成26年4月1日前から継続して使用している公共下水道の使用で、施行日以後初めて確定する使用料については、なお従前の例による。

第3項、改正後の第12条第2項及び附則第2項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについてはなお従前の例による。

説明は以上でございます。なお、昨日、下水道の使用料の一部改正についてということで、資料を配付させていただきました。ご覧くださいと思います。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

高橋久志議員。

○2番（高橋久志）

2番、高橋久志です。今回の条例改正は、延滞金の関係等はこれで理解しているところではございますけれども、中身の主要に関係につきましては、値上げの関係の条例改正だというふうに受けとめているところでございます。

下水道料金の値上げに関しては、平成22年3月議会で、議会の中で議決をして、今日に至っている経過がございます。そのときをちょっと思い出しながら、今回の条例改正について、質問をさせていただきたいと思っているところです。

22年4月1日から現在に至っているわけですが、あの当時については、料金改定率が10.37%という形で、下水道使用料2カ月、45立米の料金は、10年間それで改定されたいきさつがございますけれども、305円の値上げという形で

ございます。

今回、前回以上の２カ月、４５立米での改定後の金額は３９１円、前は１０．３７％、今回は１１．９２％ですから、実金額としても、大幅な値上げと言わざるを得ないわけでございます。

そこで次の観点から質問いたしますけれども、これから決算の審議をいたすわけですが、決算資料を見させていただきました。平成２４年度に賦課した公共下水道使用料、前年度より１，４８０万４，０００円、９．１％の使用料増額を計上しているわけです。確かに東京電力、３．１１の関係でございまして、大口の関係について、電気料の値上げ、そういった背景があるにしても、これらの使用料が２４年度の実施結果からすれば、プラスになっていると。こういう状況では、値上げする要素というのはなかなか考えにくいという率直な考え方です。

もう一つ言われている点は、ちなみに一般会計からの繰出金２億５，９００万円、２４年度、この辺も今回の見直しの関係で答申を受けて改定するという形が出ておりますけれども、全体的に見て、この辺の値上げする根拠というものが、私にはなかなか理解しかねるわけですが、もう一度申しわけございませんけれども、今回の値上げについての根本的な、せざるを得ない理由について明らかにしていただきたい。

○議長（小林哲雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（石塚和己）

まず、１点目の２４年度の使用料全体で９．１％の増額ということで、議員のほうからご指摘されたんですけれども、確かに２４年度につきましては、使用料は、議員おっしゃるとおり伸びております。この原因は、日本製紙クレシアさんの使用料が非常に伸びております。前年に比べて３０％伸びております。そういう中で、クレシアさんは、来年度はその３０％分は節水したいというふうな方針が、既に会社内のほうで出ています。そういうことを考えますと、使用料自体は、たまたま１社、昨年は伸びておりますけれども、企業の伸びというのは、長年の不景気ということで、それほど伸びていない。そういう状況でございます。それがまず、第１点目、決算で２４年度につきましては、ちょっとプラスになっていたというのが主な理由でございます。

まず、２点目の値上げの根拠でございますけれども、まず、先ほども説明いたしましたけれども、一般会計からの繰入金については基準内繰入金と基準外繰入金があります。基準内繰入金を審議会では７０％以上に引き上げようということが一つの値上げの判断材料になっております。

もう一点、総務省から国が掲げております使用料単価の基準についてということで、国の指導がございます。この辺でございますけれども、国は地方自治体に対しまして、使用料に関して、使用料単価１５１立方メートル当たり１５０円という具体的な数字を提示しております。これに満たない自治体については、早急に使用料の適正化を行うよう指導されております。この使用料単価といいますのは、使用料収入を全体の有収水量、お金にかわる水量ですね。それで割ったものでございます。その金額が開成

町の現在では、平成２３年度で１０１円、また、２４年度でも１０１円でございます。国が指導している１５０円については、到底そこまで達しないような状態でございますけれども、国が言うこの１５０円の根拠というのは、これは平成１５年度の全国の決算数値から出したものでございますけれども、水道の使用量単価が、これは水道、上水道でございます。水道の使用量単価が１立米当たり平均で１７６円であること、及び個別処理浄化槽の使用料単価が、１立米当たり１３５円であること。これらの使用料単価というものは、１３５円であることなどに鑑みて決められました。

そういうような中で、一つの値上げの根拠の数値としては、２点あるかと思えます。このようなことから値上げの検討を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○２番（高橋久志）

説明をいただきました。もう一点の観点から、値上げに関することで質問させていただきたいと思えます。それは下水道加入者、使用料を納めていただくわけですが、今の経済状況をどうきちんと受けとめているのか、役場として。そういう感じを持っているところでございます。

ご承知のように、アベノミクスということが打ち出されて、今後景気が浮揚してくるだろうと言われておりますけれども、私の見方としては、大企業関係は確かに上乘せしているけれども、中小企業、商店を初めとして、なかなかそういう状況になっていないという形がございます。

あわせて、私が気になった点で説明させていただきたいと思うんですけれども、厚生労働省が９月３日に発表した、７月の勤労統計調査が出されておまして、基本的には、勤労者の基本給などが１４カ月連続減少していると報道されているところでございます。ご承知のように、食料品を初めとして、こういった値上げがある中で、今回の下水道使用料の値上げについては、家庭に大きく負担を強いることになるというふうに私は感じているんです。

したがって、前回よりも値上げの率、先ほど実は言いましたけれども、あるいは２カ月の４５立米についても、もう少し圧縮するというのが、今の経済情勢からいって妥当な線じゃないのかということで、今回の出された点については、やはり問題点があり過ぎるという感じを受けています。この経済状況、これから先、２６年４月１日から一定の周知期間を置いて提案されておりますけれども、そのように感じている点がございます。

役場としては、担当課を初めとして、値上げをせざるを得ない理由が述べられましたけれども、一般の関係からいえば、なかなか理解しにくい面があるのではないかと、いうふうに感じておりますけれども、これらの所見についてお伺いしたい。

それからもう一点、開成町、近隣の町の状況について、資料をいただきました。開成町よりも小田原市１，６３６円、改定後の関係になるかと思えますけれども、大井

町、松田町、しかし、山北町は1,064円安い、中井町が801円安いと、これは下水道の普及率とか、いろいろなことがあるかと思うんですけども、これから見て、開成町より安い自治体が鋭意苦労しながら料金設定をしながらやっているという実態があるので、値上げについては慎重であるべきかなと。

私から申し上げるならば、電気料の値上げ等の関係について、先ほど説明がありましたけれども、それはやむを得ない事情がありますので、これらの率にプラスアルファと、こういった程度の値上げというのが、住民の方も理解できる兼ね合いがあるんじゃないかなと、こう思っておりますけれども、近隣市町と比べての比較も言いましたけれども、どこに要因があるのかなと、もしわかれば答弁をいただきたい。

○議長（小林哲雄）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

まず、1点目の所見について申し上げたいと思いますが、ご指摘のとおり、場合によっては、来年の4月以降、消費税が値上げになると、アベノミクス効果で、経済状況は上向きになりつつあるとはいっても、一般の労働者の賃金には、まだすぐにははね返ってきていないというところは認識しているところでございます。

そういったところも踏まえまして、下水道運営審議会の中でも、委員の方にも一般の奥様、通常の世帯主の方の奥様ですとか、中小企業の方とかいらっしゃいます。その方々との意見交換もさせていただきました。そういった中で、やはりこういった下水道使用料の金額の改定については、こういう状況が必ずしも適当な時期であるとは言いきれない部分もあると。ですから、見送るのも一つの案ではあるけれども、見送ったとしても、いずれは引き上げなければいけないのが現状であることは認識していると。そうであるならば、やはり適正な時期に、きちんと段階的に引き上げていくのが正論ではないかというのが、大方の意見でございました。

私どもといたしましても、今が果たして本当によかったのかどうかということは、これは将来になってみないとわからないという部分もありますけれども、現在の段階で、ある程度の周知期間を持って、今のうちに下水道事業の企業経営を健全化していくという観点において、ここで引き上げを行うのが妥当であると町側としても判断した次第でございます。

それと他市町村の状況でございますけれども、近隣でも、私どもより単価の高いところ、安いところございますが、安いところにおいても、当然、それなりの検討もしておりますし、私どもの町の今回の提示案より、さらに高い団体においても、引き続き検討をしているというところもございます。それぞれ非常に厳しい状況の中で検討をしているということで、一つの、そういった中を踏まえた中での広域事業として行っております下水道の広域の公平性の観点から妥当な範囲の中で引き上げさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（石塚和己）

2点目の近隣市町との使用料金の比較のことで、ちょっと補足をさせていただきます。山北町につきましては、うちの料金は改正した場合と比べますと、山北町は71.6ということで、非常に安いということなんですけれども、山北町は、下水道の使用料金を徴収してから、まだ見直しは一度もやっておりません。ただ、山北町は、岸にジュースの工場がございます。この使用料がすごい割合で山北町に入ってきております。そういう中で、価格が非常に安くてもやっていけるというような状況だと思っております。

また、中井町につきましても、東名のインターのところには工業団地がございます。工業団地からの汚水の流入量がかかなり中井町では占めているということで伺っております。

小田原市につきましては、うちの町と比べても、今回、うちが値上げをした場合でも、1.43ということで、非常に1.5倍ぐらいに高いんですけれども、また、この12月に料金改定の値上げということで議会に上程をするという話を聞いております。

隣の南足柄市につきましては、現在、値上げに向けて、審議会で今検討中ということで話を聞いております。

補足は以上でございます。

○議長（小林哲雄）

茅沼隆文議員。

○7番（茅沼隆文）

7番、茅沼です。ちょっといろいろな観点から質問をさせていただきたいと思います。

下水道運営審議会の答申をよく読みましたけれども、この答申している内容はよく理解できると思いますが、したがって、平成22年に、先ほど同僚議員が申し上げましたように、10%強の改定をしている。また、今回、11.92%の改定ということですが、第五次総合計画では、下水道の面積整備率を平成30年に79%まで引き上げると、こういうふう目標に掲げている。そのためには、いろいろと設備投資等繰り返していくことになるのだらうと思うのですが、審議会の答申でも、3年ごとに見直す必要があると言っている。そういうことを考えますと、また、これから3年後に、またさらに値上げするんじゃないかな、こんなふうにも推測されるわけですが、現実的には、整備面積に対して、接続可能の世帯数が全部接続しているかどうか。せっかく整備しても接続しない世帯が出てきたりしていると、その分がまた接続しているところに負担がかかってくる。そんなことも考えられますので、現実的な接続可能世帯数、それと接続している世帯数、していない世帯数等々の数字がわかれば教えていただきたいと思います。

また、これからいろいろな観点から、また値上げする必要があるのかないのか、あ

るのならば、どのくらいの範囲で値上げを考えなければいけない状況になるのかという、推測の範囲だろうと思いますけれど、わかればご報告願いたいと思います。

○議長（小林哲雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（石塚和己）

ただいまの茅沼議員のご質問にお答えしたいと思います。平成25年4月1日現在で、平成24年度の決算後接続可能な世帯数は、平成24年4月1日現在で4,292世帯となりました。接続世帯は3,968世帯でございます。未接続世帯数は324世帯でございます。

第五次総合計画で、整備率につきまして、79.0%という目標値を掲げておりますけれども、これは平成24年度に、25年の3月なんですけれども、認可区域の拡大をさせていただきました。現在の認可区域は301.4ヘクタールの事業認可を取得して、下水道事業を行っております。こちらの整備を平成31年までに整備をするという形で、整備率は79.0%という形で示させていただいております。

以上でございます。

○議長（小林哲雄）

茅沼議員。

○7番（茅沼隆文）

そうすると、この整備に伴って、いろいろと先ほど申し上げましたように、設備投資とか、いろいろな工事等々が行われることになると思います。今後のタイムスケジュール、どういうふうを考えているのかをあわせて教えていただけたらいいんですが、それに伴って、どのくらいのコストがかかるのか。大体的見込みでも、わかれば教えていただきたい。

○議長（小林哲雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（石塚和己）

この整備率79%を実施するためには、まず、管渠費といたしまして、13億4,000万円の費用がかかります。これと今後、31年度までに起債の償還をする金額が21億5,800万円、維持管理費が8億6,720万円、流域下水道の分担金でございますけれども、8,750万円、合計で44億5,270万円というふうな資産が出ております。なお、その建設費の内訳といたしましては、国費が4億6,930万円、起債が7億3,430万円、町費が1億8,360万円、受益者負担金が4,030万円の14億2,750万円を考えております。維持管理費及び起債償還額といたしまして、使用料で12億7,000万円、町費が17億5,520万円、そして、合計が30億2,520万円というふうになっております。これの維持管理費と建設費をあわせて、44億5,270万円がこの31年度までに一応事業費として係るのではないかなというような予定をしております。

説明は以上でございます。



○議長（小林哲雄）

茅沼議員。

○7番（茅沼隆文）

7番、茅沼です。44億5,000万という膨大な金額を投資しようとしているわけですけど、今の段階では何とも言えませんが、効率のよい運営をしていただきたいというように希望して終わります。

○議長（小林哲雄）

ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

お諮りします。質疑を打ち切り、討論を省略して、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

異議なしと認め、採決いたします。

議案第49号 開成町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（小林哲雄）

お座りください。起立多数によって、可決いたしました。